

令和8年度個人住民税より適用される税制改正早見表

●給与所得控除の見直し

給与収入190万円以下の方に適用※190万円超は従来どおり

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	

●各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等	改正前		改正後	
	所得	給与収入のみの場合	所得	給与収入のみの場合
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	103万円	58万円	123万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	103万円超 201万6千円未満	58万円超 133万円以下	123万円超 201万6千円未満
ひとり親が有する生計を一にする子の給与等の収入金額	48万円	103万円	58万円	123万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	103万円	58万円	123万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	130万円	85万円	150万円
家内労働者の特例における必要経費に参入する金額の最低保障金額	55万円		65万円	

●特定扶養親族（令和8年度個人住民税より創設）

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下（123万円超 160万円以下）	45万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円

●基礎控除

所得税については改正ありだが、個人住民税においては改正なし